

平成30年度小松島市事務事業評価シート

■事業の位置づけ（基本事項）				整理番号	4	-	5	-	3
事務事業名	空き家等対策事業				担当課係	住宅課 住宅行政担当			
総合計画上の位置付け	政策	① 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり			記入担当者				
	基本目標	2. 快適な暮らしづくり			内線等				
	施策	2-1 快適な生活・都市基盤の整備			E-mail				
	基本方針	2-1-3 住宅・住環境の整備							
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				事業区分	経常事業			
事業予算費目	款	8	土木費	項	8	住宅費			
	目	1	住宅管理費	事業	7	空き家対策事業			
開始年度	平成26	年度	根拠法令・要綱等		空家等対策の推進に関する特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱、徳島県空き家再生等推進事業補助金交付要綱				

■事務事業の概要（実施内容）	
事業の対象	（誰の、何のために事業を実施するのか） 老朽化して危険な空き家の所有者等、及び適切な管理がなされていない空き家等の所有者等。
事業の目的 （意図）	（事業実施によってどういう状態にしたいのか） 老朽化して危険な空き家については、補助金を交付することで、空き家の除却を促し、地震時等に避難の支障となること等を防ぐ。また、空き家等の適切な管理を促すことで、災害時における防災力を高める。
事業の内容 （内容・手法等）	（こういった仕事の内容で、どのような手法・手順で実施しているか） 老朽危険空き家については、除却についての補助金を交付しており、適切な管理がなされていない空き家等については、所有者等を調査したうえで、適切な管理を行うように改善依頼を行っている。
事業の背景 （経緯等）	（事業開始の背景やこれまでの経緯） 全国的に空き家等が増加しており、それに合わせて適切な管理が行われていない空き家等も増加している。空き家等に関する諸問題に対応するために空き家特措法が施行された。

■事務事業の業績・推移（目標・実績）

		指標名			指標の説明				指標化できない成果
		老朽危険空き家除却件数			老朽危険空き家の除却について補助金を交付した件数。				
成果指標	単位	H29	H30	R1	R2	目標年度 目標値			
		目標	5	5	9	9			
		実績	3	7					
		達成度	60.0%	140.0%					
活動実績・参考となる指標	指標名	単位	H29	H30	R1	R2	指標の説明		
	老朽危険空き家相談件数	件	計画	15	18	20	20		
			実績	18	20				
				計画					
				実績					
				計画					
			実績						

■事務事業に係るコストの業績（目標・実績）

（単位：円）

		29年度決算	30年度決算	30年度予算	R1年度予算	
全体コスト（円）	A 直接事業費	7,403,100	5,743,000	5,881,000	9,701,000	
	財源内訳	国県支出金	1,800,000	3,400,000		
		地方債				
		利用者負担				
	B 一般財源	5,603,100	2,343,000			
	B 人件費 ①×②	職員平均人件費①	7,443,717	8,246,288		
		従事した割合②/人	0.30	0.50		
A + B		9,636,215	9,866,144			
単位コスト	活動指標の説明	除却した件数（3件）+相談件数（18件）	除却した件数（7件）+相談件数（20件）	備考		
	活動指標1単位当たりコスト	458,867	365,413	平成29年4月1日現在 人口38,817人		
	市民一人あたりのコスト	248	259	平成30年4月1日現在 人口38,156人		

■事業を取り巻く環境

国・県・他団体の動向や環境変化と今後の予測	(社会状況、法改正、規制緩和、周辺状況等や今後の予測) 空き家特措法が施行されて以降、県内の各自治体においても空き家等対策計画が策定されるなど空き家等に関する取り組みが進められている。
事業に対する住民の意見	(意識調査・議会質疑等、事業に対する期待・要望・苦情など) 空き家等に関する相談をしても、空き家等の所有者等が実際に対応しない限り、問題解決につながらない場合がある。また、空き家等の所有者等からは、除却を考えているが、費用が多くなるためできない、等。

■項目別評価・今後の課題

評価項目	評価結果 (該当にチェック)	判断理由・評価コメント (具体的に記入すること)
必要性 (市民ニーズ)	<input type="radio"/> ① 必要性が高い	空き家等に関する相談が増えており必要性は高い。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば必要性がある	
	<input type="radio"/> ③ 必要性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 必要性がない	
妥当性 (市で行わなければならないか)	<input type="radio"/> ① 市が行わないといけない	空き家等の所有者等の調査については、市が行わなければならない面があり、市で行うのが妥当である。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば市で実施	
	<input type="radio"/> ③ 必然性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 必然性がない	
効率性 (事業の手法は効率よいが、コスト削減の余地はないか)	<input type="radio"/> ① 効率的である	空き家等に関して庁内での情報共有を図るなど効率化を図っている。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば効率的	
	<input type="radio"/> ③ どちらかといえば非効率的	
	<input type="radio"/> ④ 非効率的	
緊急性 (他事業に優先し、実施する必要があるか)	<input type="radio"/> ① 緊急性が高い	全国的に空き家が増加する傾向にあり、空き家の状態が悪くなる前に対策を講じる必要があり、比較的緊急性がある。
	<input type="radio"/> ② 比較的緊急性がある	
	<input type="radio"/> ③ 緊急性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 緊急性はない	
成果 (目的の達成状況)	<input type="radio"/> ① 成果が上がっている	老朽危険空き家の除却件数については、国・県の補助金を活用していることから、国・県の動向に左右される面があるが、一定程度成果が上がっていると考えられる。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば上がっている	
	<input type="radio"/> ③ どちらかといえば上がっていない	
	<input type="radio"/> ④ 成果は上がっていない	
今後の課題	空き家等の管理については、第一義的に所有者等が行うものであるが、保安上緊急性の高い空き家については、特定空き家等への認定も含めて対策を講じる必要がある。	

■一次評価 (評価点は目安とし、総合的な評価をすること)

評価	事務事業の方向性	1 拡 充 す る	80 点 以上	評価点による判定	判定に至った理由
		2 現状のまま継続する	60 ~ 79 点		
2		3 改善・効率化し継続	40 ~ 59 点	評価点	空き家等に関する問題は相談件数が増加傾向にあるなど、市民の関心も高く、事業をこのまま継続する必要がある。
		4 終期設定し終了	20 ~ 39 点	2	
		5 完了・休止・廃止	19 点 以下		

■改善・効率化の方向性 ※一次評価の判定が3の時は、必ず記入すること。

【具体的な改善等取組内容 (方向性・対象・手段等について記述)】

■二次評価 (所管担当の一次評価を、総合評価し判定すること)

評価	事務事業の方向性	1 拡 充 す る	判定説明
		2 現状のまま継続する	
2		3 改善・効率化し継続	適切な管理が行われていない空き家等については、空き家特措法に基づき、助言、指導等を行い、所有者等の適切な管理を促す必要がある。
		4 終期設定し終了	
		5 完了・休止・廃止	